(四)　外国組合員に対する課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の三〇関係）

(1)　投資組合財産に対する持分割合は、一定の特定組合契約（特例適用投資組合契約を直接に締結している組合に係る組合契約をいう。）に係る組合財産として投資組合財産に対する持分を有する者（当該特例適用投資組合契約を締結している組合員である非居住者等及び当該非居住者等と特殊の関係のある者を除く。）の当該特定組合契約に係る組合財産に係る持分割合を除外して計算した割合とする。

(2)　特例適用申告書等の提出を受ける配分の取扱者が当該特例適用申告書等の写しを作成し、当該写しを保存することに代えて、当該特例適用申告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、当該電磁的記録を保存することができる。

(五)　免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例について、免税芸能法人等は、免税芸能法人等に関する届出書について、芸能人等の役務提供事業の対価の支払をする者が一定の要件を満たす場合には、免税芸能法人等に関する届出書の提出に代えて、その者に対し、当該免税芸能法人等に関する届出書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとした。この場合において、当該免税芸能法人等は、氏名又は名称を明らかにする措置であって一定のものを講じなければならないものとし、当該措置を講じているときは、当該免税芸能法人等に関する届出書を提出したものとみなす。（租税特別措置法施行令第二六条の三二関係）

(六)　国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例における適用要件の判定に用いる総負債の範囲の見直しを行うとともに、損金不算入額の計算方法について所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令第三九条の一三及び第三九条の一一三関係）

(七)　対象純支払利子等に係る課税の特例について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第三九条の一三の二及び第三九条の一一三の二関係）

(1)　対象外支払利子等の額となる生命保険会社の締結した保険契約及び損害保険会社の締結した保険契約に係る一定の支払利子等の額の計算方法等の細目を定める。

(2)　控除対象受取利子等合計額の計算において、法人が受ける公社債投資信託の収益の分配の額のうち公社債の利子から成る部分の金額を一定の受取利子等の額の合計額に加えることができることとする。

4　資産課税

(一)　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用対象となる住宅用の家屋について、床面積の下限を引き下げる等の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第四〇条の四の二関係）

(二)　直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の四の三関係）

(1)　教育資金非課税申告書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供する受贈者は、当該教育資金非課税申告書等への信託の事実を証する書類等の添付に代えて、当該書類等に記載されている事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該受贈者は、当該結婚・子育て資金非課税申告書等に当該書類等を添付したものとみなす。

(2)　結婚・子育て資金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書又は結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書の取扱金融機関の営業所等に対して、これらの申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、これらの申告書の提出があったものとみなす。

(三)　直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の四の四関係）

(1)　結婚・子育て資金非課税申告書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供する受贈者は、当該結婚・子育て資金非課税申告書等への信託の事実を証する書類等の添付に代えて、当該書類等に記載されている事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該受贈者は、当該結婚・子育て資金非課税申告書等に当該書類等を添付したものとみなす。

(2)　結婚・子育て資金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書又は結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書の取扱金融機関の営業所等に対して、これらの申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、これらの申告書の提出があったものとみなす。

(四)　特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例の適用対象となる住宅用の家屋について、床面積の下限を引き下げる等の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第四〇条の五関係）

(五)　マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置について、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の敷地分割事業により取得する土地に関する権利のうち課税される部分を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四二条の三関係）

(六)　特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第四三条の三関係）

(1)　適用対象となる建築物の用途の範囲に保育所を加える。

(2)　特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が新築等をする建築物（当該建築物の用途が住宅（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）、駐車場又は倉庫以外の場合に限る。）の規模に係る要件を、改正前の要件と次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件とのいずれかとする。

イ　当該建築物の新築又は改築をした場合　当該建築物に係る建築面積が一五〇平方メートル以上であること及び当該建築物の新築又は改築に要した費用の額の一平方メートル当たりの金額が二五万円以上であること。

ロ　当該建築物の特定増築等をした場合　当該建築物に係る建築面積が一五〇平方メートル以上であること。

5　消費課税

(一)　輸出酒類販売場制度における電磁的記録に記録された事項に関する見直しに伴い、所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令第四六条の八の五の二関係）

(二)　自動車重量税率の特例措置の適用対象とならない免税対象車等の範囲に、一定の環境性能を有する揮発油自動車等を加えることとした。（租税特別措置法施行令第五一条の二関係）

二　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三〇年政令第一四五号）の一部改正関係

所得税法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第七号）による改正前の農地等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の適用者が、同法による改正後の同制度の適用を受けるための所要の経過措置を設けることとした。（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第四四条関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行することとした。